

豊中市建設工事総合評価一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市が発注する建設工事に係る総合評価一般競争入札の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(総合評価一般競争入札の方式)

第2条 総合評価一般競争入札の方式は、市内業者(豊中市内に本店を有する建設業者をいう。以下同じ。)の施工能力及び本市への貢献度の向上を図るため、地方公共団体向け総合評価実施マニュアル改訂版(平成20年3月国土交通省策定)に規定する特別簡易型を基準に行うものとする。

(対象工事)

第3条 総合評価一般競争入札の対象となる工事は、一般競争入札により発注する建設工事(特定建設工事共同企業体に発注する建設工事は除く。)のうち、次の各号に掲げる建設工事とする。

- (1) 市内業者及び市外業者(市内業者以外の建設業者をいう。)のいずれもが入札に参加できる、予定価格(税込)が3千万円以上の建設工事。
- (2) 市内業者を対象とした、予定価格(税込)が1億円以上の建設工事。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 次に掲げる場合には、あらかじめ学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札候補者決定基準を定めようとするとき。
- (2) 落札候補者決定基準に基づいて落札候補者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかについて確認するとき。
- (3) 前号で必要があるとの意見があった場合に、落札候補者を決定しようとするとき。

(落札候補者決定基準)

第5条 次の各号に規定する落札候補者決定基準は、前条第1号による意見聴取の結果を踏まえ、豊中市建設工事等入札・契約手続検討委員会設置要綱(平成5年制定)の規定により設置された豊中市建設工事等入札・契約手続検討委員会の審議を経て定める。

- (1) 第3条第1号の案件を対象とした落札候補者決定基準(別表1)
- (2) 第3条第2号の案件を対象として落札候補者決定基準(別表2)

(落札候補者の決定方法)

第6条 落札候補者の決定にあたっては、前条の基準により算定された総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、入札価格の最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格の最も低い者が2人以上あるときは、当該入札を行った者によりくじ引きを行い落札候補者を決定する。

2 前項の落札候補者の決定は、豊中市建設工事等に係る設計違算に関する事務取扱要綱の規定に基づき、速やかに行うものとする。

(発注工事の公告)

第7条 市長は、総合評価一般競争入札を実施しようとするときは、通常の一般競争入札における公告

事項に加えて、次の事項を公告する。

- (1) 総合評価一般競争入札である旨
- (2) 届出書類の提出
- (3) 落札候補者の決定方法
- (4) 落札候補者決定基準

(結果の公表)

第8条 落札候補者が決定したときは、速やかに評価結果を公表するものとする。なお、公表は入札参加者ごとに、入札価格及び評価項目、評価点配分の総点及び個別点とする。

(秘密の保持)

第9条 前条の評価結果を除き、この要領に基づき提出された資料等は公表しないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。